

新生態系被害防止外来種リストにおけるカテゴリ構成について

1. 生態系被害防止外来種リスト及びカテゴリの位置付け

○生態系被害防止外来種リスト（以下、リストという）は、生物多様性条約第 10 回締約国会議（2010（平成 22）年 10 月 愛知県名古屋市中にて開催）において採択された愛知目標を契機に、環境省及び農林水産省が 2015（平成 27）年 3 月に公表したものである。法規制の有無に関わらず、侵略性が高く、我が国の生態系への被害が懸念される外来種 429 種類について、掲載種毎の侵入・定着の状況や生態系影響等を踏まえ、国、地方自治体、事業者、NGO・NPO、国民等の様々な主体に対し、分かりやすく位置付けや対策優先度をカテゴリ区分により整理掲載し、外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、外来種対策の進展を図ることを目的としている。

○また、同時期に作成した外来種被害防止行動計画（以下、行動計画という）において、平成 27 年策定のリストは「本計画で示す外来種対策を実施していくに当たっての基礎資料」とされており、リスト掲載種について、そのカテゴリ区分に応じて、外来種対策に係る各主体が取るべき対策（行動）が行動計画において示されているという関係性にある。2023（令和 5）年 10 月より開始した行動計画の見直しに係る議論も踏まえて、改定後の行動計画（令和 7 年春公表予定）においては、リスト掲載種のカテゴリ区分に応じた行動をより具体的に提示する予定である。

2. 各カテゴリの構成

リスト掲載基準に基づいて選定した掲載候補種について、各種類のカテゴリの案を整理した。なお、リストに掲載される種類は各主体による対策の検討・実施にあたって参考となるようにカテゴリ区分し、新行動計画において、これらのカテゴリにより特に重点を置くべき対策の方向性を示す。それぞれの区分については以下の通り。

（1）侵入・定着防止外来種：国内の野外定着を防止する。

国内に定着¹した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

【選定基準】国内に定着した場合に生態系等への被害のおそれがあり、国内への侵入の有無に限らず、国内未定着である。

①侵入予防外来種：（例：ブラウブルヘッド、カワホトトギスガイ）

特に水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある外来種。

【選定基準】国内に未定着の種類のうち、国内への侵入事例が確認されていない。

¹ 継続的に生存可能な子孫をつくることに成功する過程のこと。『生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則（2002, 第6回生物多様性条約締約国会議）』参照

②定着防止外来種：(例：ガー科、ヒアリ)

侵入事例があるもののうち、国内への野外定着を未然に防ぐ必要がある外来種。

【選定基準】国内への侵入事例があるが、自然環境における定着が確認されていない。

(2) 総合対策外来種：被害防止のため防除等を実行する。

国内に既に定着しており、生態系等への被害のおそれがあるため、国、地方公共団体、国民などの各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。

【選定基準】生態系等への被害のおそれがあり、国内に定着が確認されている。

①防除推進外来種：(例：オオクチバス、アライグマ)

生態系等被害が大きく、積極的に防除する必要があるもの。総合対策外来種と位置付けられた種類のうち、被害の深刻度に関する基準のいずれか又は複数に該当する外来種。

【選定基準】国内に定着しており、生態系等への被害が大きいとされるもの。被害の深刻度に関する基準は、以下の①～④とする。

(被害の深刻度に関する基準)

- ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす

②防除検討外来種：(例：ソウギョ、オオオナモミ)

防除推進外来種に比べ、生態系等へ及ぼす被害は小さいまたは不明であるものの、生物多様性保全上重要な地域や、産業等への被害発生状況に応じて防除を行う必要がある外来種。

【選定基準】国内に定着しているが、防除推進外来種に該当するほどの生態系等への被害ではない。

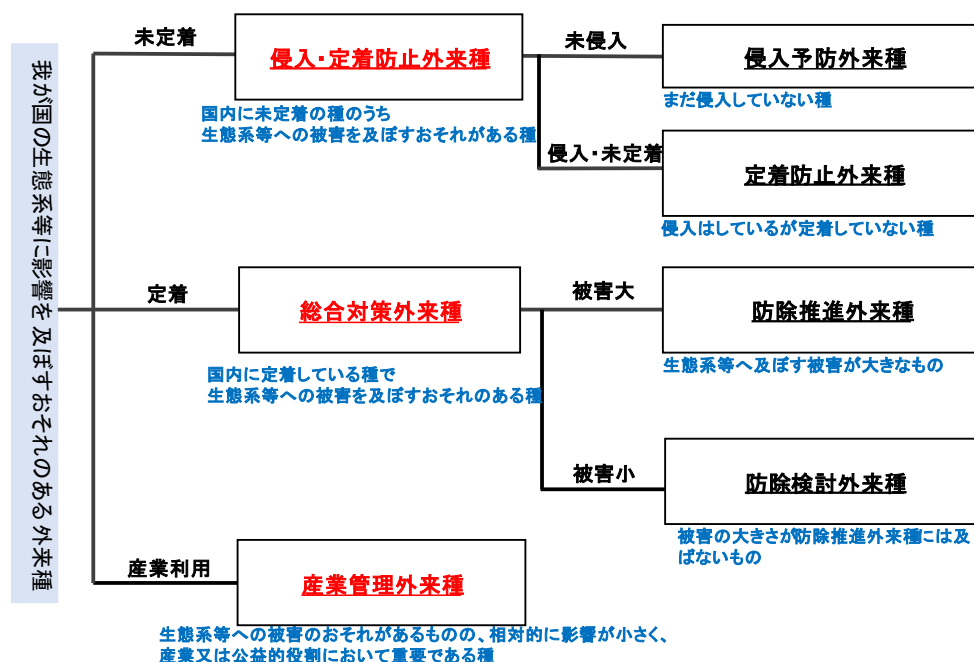
(3) 産業管理外来種：産業利用を、適切な管理の下で行う。(例：ニジマス、セイウオオマルハナバチ)

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への被害がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用に当たってはリストに記載している利用上の留意事項の他、利用に伴う生態系等被害の発生を低減若しくは抑制するための管理を徹底する、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及に努める（なお、特定外来生物の指定種を飼養等する場合は外来生物法の許可を得ることが必要である）等、外来種被害防止行動計画に準じた扱いが求められる。また、逸出等により管理から外れたものについては速やかに防除を実施することが求められる

【選定基準】以下の全てに該当する種。

- ①産業又は公益的に重要
- ②現状、生態系等への被害がより小さい
- ③同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替種がない

<カテゴリ概要図>



3. 掲載候補種のカテゴリ構成の案（詳細は資料 3-2、3-3 参照）

第 1 回検討会で提示した加除対象候補について、情報を整理し、掲載候補種の案を資料 3-2 及び 3-3 の通り整理した。また、得られた知見や委員のご意見を踏まえて、カテゴリの案も併せて提示した。各カテゴリの掲載数は下記の通りである（魚類及び植物は WG 時の意見を反映した上で、意見照会中）。

（1）国外由来の外来種

カテゴリ名		動物								植物	計
		哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	魚類	昆虫類	陸生節足動物	その他無脊椎動物		
侵入・定着防止外来種	侵入予防外来種	1	0	3	0	6	2	5	5	4	26
	定着防止外来種	17	3	6	13	33	9	3	9	17	110
総合対策外来種	防除推進外来種	23	7	6	6	11	10	2	17	97	179
	防除検討外来種	0	9	1	5	37	10	2	33	96	193
産業管理外来種		0	0	0	0	2	1	0	0	16	19
計		41	19	16	24	89	32	12	64	230	527

(2) 国内由来の外来種等

カテゴリ名		動物								植物	計
		哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	魚類	昆虫類	陸生節足動物	その他無脊椎動物		
侵入・定着防止外来種	侵入予防外来種	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	定着防止外来種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合対策外来種	防除推進外来種	7	1	2	6	3	1	0	1	7	28
	防除検討外来種	0	3	0	0	24	2	0	3	4	36
産業管理外来種		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計		7	4	2	6	27	3	0	4	13	66